

令和6年3月21日

一宮市専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一宮市長 中野正康

一宮市訓令第1号

一宮市専決規程の一部を改正する訓令  
一宮市専決規程(昭和45年一宮市規程第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(専決事務の例示)</p> <p>第10条 副市長以下が専決できる事務は、おおむね別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。この場合において、<u>次の各号に掲げる職</u>にある者は、<u>当該各号に定める事務</u></p> <hr/> <p>を専決する。</p> <p>(1) <u>参事 部長等の専決事務のうち、その所属する部の部長等が指定する事務</u></p> <p>(2) <u>主監(選挙管理委員会事務局長又は農業委員会事務局長を併任している者に限る。)</u> <u>課長等の専決事務のうち、その所管する委員会に係る事務</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(専決事務の例示)</p> <p>第10条 副市長以下が専決できる事務は、おおむね別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。この場合において、<u>参事の</u></p> <hr/> <p><u>職</u>にある者は、<u>部長等の専決事務のうち、その所属する部の部長等が指定するもの</u>を専決する。</p> <p>2～4 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。